

# 平成25年度事業計画

## 第1 事業策定の基本

我が国の景気は依然として鈍い動きを続けているが、平成25年度において海外経済の状況が改善するとともに、景気も緩やかに回復していくことが期待される。しかし、海外景気の下振れが引き続き我が国の景気を下押しするリスクも伴っている。

このような状況のなか、政府は「強い経済の再生なくして、日本の将来はない」との認識のもと、日本経済再生に向けて、大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略の「三本の矢」を一体として実行していくこととしている。

一方、トラック運送業界は、長引く経済不況下、長期に亘り輸送需要が低迷する中で、燃料価格の高止まりや物流コスト削減要請による運賃水準の低迷、環境対策、交通安全対策等社会的規制の強化、自動車関係諸税の高負担などのコスト増により経営環境は極めて厳しい情勢に置かれている。

このような厳しい状況の下、わが国の国民生活、産業活動のライフラインとして重要な役割を果たすトラック運送業界は、時代の要請に応えたトラック産業の構築、安全かつ環境にやさしいトラック輸送の実現、魅力ある事業の確立・社会的地位向上のための施策の推進に向け、諸課題克服と業界に課せられた公共的な使命の達成、さらには今後のトラック事業の発展を期して、諸活動を積極的に展開していかなければならない。

このため、平成25年度においては、国の政治の安定と景気の本格的回復を実現させるため力強い政策運営を要望するとともに、今後の健全な事業基盤の整備を目指して、全ト協及び関ト協等関係団体との一層緊密な連携のもとに、業界の力を結集して、関係各方面への効果的な働きかけを強力に推進し、適切な成果を得られるよう努めるものとする。

なお、新公益法人制度への移行に伴い、山梨県公益認定等審議会の移行認可を受け、平成25年4月1日付けで移行登記を完了し、一般社団法人として新たなスタートを切った。今後は更なる業界の発展・向上に向けて社会情勢等を注視した中で適切な対応を図っていくこととする。

また、安全、環境対策と併せ関係法令を遵守するなかで、運輸安全マネジメントへの的確な対応を推進し、運輸事業振興助成交付金制度の更なる有効活用を図り、会員事業者の経営基盤の確立や社会的地位の向上に努めるとともに、

地域と共生し生活と環境を守るため、次に掲げる施策を重点として事業活動を積極的に展開する。

## 第2 事業計画

### 1. 経営基盤の確立

- (1) 経営基盤安定のため公正取引の推進を図るとともに、原価意識の向上、原価管理の徹底等による経営体質の改善について促進を図る。
- (2) 運輸安全マネジメントに対する的確な対応を柱に、輸送の安全確保等、事故防止対策を強力に推進するとともに、安全性優良事業所認定取得（Gマーク）の促進を図る。また輸送秩序確立運動に積極的に取り組み、輸送秩序を阻害する行為の防止対策を推進する。
- (3) エコドライブの徹底に向けたEMS機器等の導入及びアイドリングストップ支援装置の普及促進助成事業をはじめ、低公害車導入促進に係る補助等の支援対策を積極的に推進する。
- (4) 事業経営の負担を軽減するため、全ト協をはじめとする上部団体と連携し、自動車関係諸税の軽減、税制特例措置の拡充に務めるとともに、新たな負担を強いられる新税の導入阻止について運動を推進する。
- (5) 協会組織の基盤強化を図るため会員数の増加、確保に努める。

### 2. 交通事故防止・労働災害防止の推進

交通・労災事故防止については、国土交通省が策定した『事業用自動車総合安全プラン2009』を基に、運輸安全マネジメントへの取り組みの徹底を図るとともに、健康状態に起因する事故が急激に増加していることを踏まえ、3年間の期限付きではあるが定期健康診断への交付金による助成が認められたことを受け、その活用により輸送の安全性の確保を図る。また交通・労災事故防止対策委員会を中心に、陸災防山梨県支部との連携を図りながら、各種事故防止運動を通じた啓発、講習会等における事故防止対策の周知徹底を図り、自動車事故対策機構が実施している運転適性診断を有効活用し事故防止に努めるとともに、本年度も引き続き労災保険収支改善運動を強力に推進する。

- (1) モデル支部を指定するなかで、アルコールチェッカーの導入義務化による飲酒運転の根絶はもとより、重大事故を誘発する過労運転、過

積載運行、速度超過等を防止するため、事故防止・安全対策の要である確実な点呼の励行、長距離運行時における中間点呼の実施並びに運行指示書の携行、さらには乗務員に対する指導教育の徹底を図り、適正な労務管理及び運行管理の徹底等輸送の安全確保対策を推進する。

- (2) ドライブレコーダー等の導入促進に係る補助等の支援対策をはじめ、S A S（睡眠時無呼吸症候群）スクリーニング検査の費用助成制度により受診を促進し、S A Sの早期発見により居眠り運転等に起因する事故の防止対策を図る。
- (3) プロドライバー交通労働安全大会を開催し、更なる安全意識の高揚と事故防止の徹底を図るとともに、無事故・無違反をグループで競う山梨県主唱の『チャレンジ123作戦』への積極的な参加促進を図る。
- (4) 春・秋の「全国交通安全運動」をはじめとした各種交通安全キャンペーンに積極的に参加する。

### 3. 環境対策の推進

環境保全対策委員会を中心に、地球温暖化防止への積極的な取り組みを行うとともに、さらなる環境対策の推進を図るため、全ト協で策定した「環境基本行動計画」及び事業計画に基づき、様々な観点から関係行政機関並びに関係団体との連絡を密にして積極的な取り組みを行う。

- (1) エコドライブ管理システム（EMS）の導入促進並びに補助等の支援対策を積極的に推進する。
- (2) ハイブリッド自動車などの低公害車の導入促進を図るため、補助等の支援対策を積極的に推進する。
- (3) 『グリーン経営認証制度』について、認証取得促進に向け実務的な支援対策を積極的に推進する。
- (4) 環境基本行動計画に基づく、省エネ運動の諸施策、アイドリング抑制、エコドライブの実践励行に係る研修会の開催促進等、関係機関と連携し積極的に事業を推進する。
- (5) 地方自治体による環境条例に対応した、粒子状物質除去装置装着に係る補助等の支援対策を推進する。
- (6) 環境保全への意識高揚を図るため、環境問題全般に係る情報の収集並びに情報提供等を含めた啓発活動を行う。

#### 4. 適正化事業の充実強化

高速ツアーバスによる重大事故発生以来、国土交通省において様々な安全対策の見直しが行われ、すべての輸送モードに共通して対策が打ち出された。特にトラック産業に係る安全対策、市場構造の健全化に向けた対策に基づく速報制度の導入や、監査方針並びに行政処分基準等の改正、厳格化により、行政との連携強化を含め地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の役割はさらに重要性を増すなかで、地方適正化実施機関の一層の中立性及び透明性を図りながら、地方適正化実施機関評議委員会への的確な対応を図り、11年目となる安全性評価事業（Gマーク）の周知と円滑な推進を図るとともに、適正化事業指導業務の公正・着実な実施及び指導員の更なる資質向上に努める。

- (1) 適正化事業実施機関として組織体制の更なる充実強化を図り、行政と連絡調整を図りながら、公平な競争条件を確保するため事後チェック体制の強化を図るなかで、厳正かつ効果的な巡回指導を実施する。また事業の健全経営並びに輸送秩序の確立に資するため適正化指導員としての資質向上を図り、重大事故を誘発する過労防止、飲酒運転の根絶、過積載運行の防止等について指導徹底を図るとともに、安全性評価事業（Gマーク認定取得）を積極的に推進する。
- (2) 事業所巡回指導においては、運輸安全マネジメントへの的確な対応並びに不平等感の強い社会保険等未加入事業者に対して適正加入について指導を徹底するとともに、巡回指導が国の事後チェック体制の補完的役割を担うことの理解を浸潤させるとともに、事業者ニーズを踏まえた情報の提供、相談等のサポート的な指導を含め適切かつ効果的な指導を実施する。
- (3) 適正な原価意識に基づく健全経営の確保を図るとともに、安全運行の確保、違法行為の防止を図るため『平成25年度輸送秩序確立運動』を積極的に推進する。
- (4) 新規許可事業者に対する特別巡回指導においては、通常巡回の指導項目の全般にわたり指導を行うとともに、運輸行政と連携を図りながら、新規許可事業者を対象とした指導講習会において、コンプライアンスの徹底を図り協会未加入事業者への対応に努める。

## 5. 輸送秩序確立対策の推進

適正化事業推進委員会を中心に、適正化事業実施機関と緊密に連携して、『平成25年度輸送秩序確立運動』を積極的に推進するとともに、適正取引の推進をはじめ、飲酒運転の根絶、過積載運行・過労運転防止及び交通労働災害防止を最重点項目として、輸送秩序確立に向けて積極的な対応を図る。

なお、輸送秩序確立運動の推進にあたっては、運輸支局・警察・労働局等、関係行政機関の協力を得て効果的な運動を展開する。

## 6. 労働環境の整備と人材育成事業の推進

労働問題等対策委員会を中心に、労働法令の改正の動向を注視するなかで、ドライバーの長時間労働及び高齢化を踏まえ、助成制度の活用により定期健康診断の受診率の向上を図るとともに、より良質な労働力を確保するため、労働環境の整備・改善を推進する。

- (1) 企業経営の健全化を図り労働環境を整備するとともに、労働基準法等の改正に合わせた就業規則の変更や、3・6協定の届出等について周知徹底を図るとともに、労災保険について引き続き収支改善運動を積極的に推進する。
- (2) 多様なニーズに対応できる企業に必要な人材を育成するため、中小企業大学校の講座受講について促進を図るとともに、人材育成事業並びに人的資源の開発については、本年度も認定職業訓練校の講座を開講し、より実践的な訓練を目指し時代にマッチした社会情勢に即応できる有能な人材の養成を目指すこととする。
- (3) 業界の事業基盤確立のために、後継者育成を目的とした青年部会活動を積極的に支援する。

## 7. 運輸事業振興助成交付金の適正かつ有効な執行

交付金の執行については交付金運営委員会を通じ、特に交通事故防止対策、環境対策、適正化事業の推進を重点に、交付金の趣旨に則した適正かつ有効な事業を執行する。

なお、主な助成事業としては、

- (1) 健康状態に起因する事故が急激に増加していることを踏まえ、本年度より3年間の期限付きではあるが定期健康診断への交付金による助

成が認められたことを受け、その活用により輸送の安全性の確保を図る。

- (2) デジタルタコグラフ、ドライブレコーダー等の導入促進に係る補助等の支援対策をはじめ、自動車事故対策機構が実施する運転者適性診断の受診手数料の助成並びにS A S（睡眠時無呼吸症候群）のスクリーニング検査費用の助成等、交通事故防止対策を積極的かつ効果的に推進する。
- (3) 低公害車導入費用等の一部助成事業を継続して実施するなど特に環境支援対策を積極的に推進する。
- (4) 近代化基金融資制度の利子補給事業を有効的に推進する。

## 8. 中小企業対策の推進

- (1) 中小企業に向けた諸施策への対応を図るとともに、経営基盤の強化を図る観点から、輸送原価の把握は必要不可欠であるため、コスト管理の徹底を図るなかで事業の健全経営を促進する。
- (2) 物流並びに経営問題全般についての研修会等を効果的に開催する。
- (3) 近代化基金融資、利子補給事業の推進を図り、会員の設備投資を強力に支援するとともに事業規模の適正化を推進する。
- (4) 山梨県中小企業団体中央会と連携を密に金融制度の指導、情報提供等を効果的に行い会員事業者の利便を図る。

## 9. 各種委員会及び部会の活性化

総務委員会、交付金運営委員会、労働問題等対策委員会、環境保全対策委員会、適正化事業推進委員会、事故防止対策委員会、事業推進委員会において、各委員会及び各部会の設置目的に則した活動を活発に行うとともに、新規許可事業者並びに協会未加入事業者のうち、良質な事業者に対する加入促進を図りながら、会員総参加の協会運営により協会活動の活性化を推進する。

## 10. 広報活動の推進

トラック輸送が果たしている社会的役割と重要性とともに、経済不況下におけるトラック業界の窮状及び業界が抱えている諸問題について広く理解を求めるとともに、トラック業界として実施する環境保全対策・

交通労災事故防止対策等の諸活動と合わせて、業界内部の意識高揚を含め、その時々々の社会情勢を踏まえトラック業界の置かれている現状を的確に捉えたなかで、公正な競争環境の確保に向け、荷主はもとより広く一般社会に対してPR活動を行う。

- (1) 広報媒体のテレビ、ラジオ、新聞、協会機関誌「山梨トラックニュース」、インターネット上でのホームページ等を有効活用して、総合的な広報活動としての業界実態を含めた各種PRを行うとともに、会員に有効な情報をリアルタイムで速やかに提供する。また『トラックは生活と経済のライフライン』をテーマとして、「トラックの日」を中心に、トラック輸送の重要性を含め、業界のイメージアップを図るために効果的な事業を実施する。

## 11. 表彰の実施

トラック運送事業の発展に貢献された事業主及び従事者に対して、次のとおり表彰を行う。

- (1) 功労役員への感謝状贈呈。
- (2) 永年勤続役員及び優良従業員表彰。
- (3) 無事故・無違反に対する表彰。

## 12. 国民保護法への対応

武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（国民保護法）に基づき、国、県及び関係機関並びに各支部と連携協力し、会員の業務に係る武力攻撃事態等における国民の保護のための措置及び緊急対処事態における緊急対処保護措置を的確かつ迅速に実施する。

## 13. 地震等災害対策の推進

- (1) 山梨県及び甲府市並びに日本赤十字山梨県支部と締結した「災害時の物資等の緊急輸送に関する協定」に基づき災害等緊急時における輸送車両の迅速にして円滑な出動体制を確立するため、「救援物資緊急輸送実施基準要綱」を見直すなど体制の整備充実を図る。
- (2) 県をはじめ市町村が主催実施する総合防災訓練に積極的に参加し、緊急救援物資の輸送訓練を実施する。

#### 14. 青年部会及び女性部会の育成強化

- (1) 青年部会の活動については、ボランティア事業並びに教育研修事業等を中心に活動も年々活発化し、事業も充実するなかで成果を上げ内外共に活動に対する評価は高まっている。今後も次代を担う世代としての意識の向上と強固な団結のもとに、積極的な活動が図られるよう支援する。
- (2) 女性部会については、その特性を活かし多方面にわたって活発な活動を展開し、内外共に活動に対する評価は高まっている。今年度も各種事業活動に対し支援する。

#### 15. 運行管理者試験業務の円滑な実施

貨物自動車運送事業法に基づく国土交通省の指定試験機関として、運行管理者試験に関する事務を公正かつ適確に実施するため設置された、(公財) 運行管理者試験センターと運行管理者試験業務の実施に係る業務委託契約を締結し、運行管理者試験業務を円滑に実施する。